

Contents

AIPPI Bureau

・米国発明法に関する調査

2011年9月16日、米国発明法案が米国議会において可決、成立しました。ハイデラバード執行委員会セッションIIの最中、USPTO副長官 Teresa Stanek Rea氏より、米国発明法を施行するための規則を策定する過程で参考となるような意見を聞かせてほしいとAIPPIに要請がありました。

(AIPPI General Secretariat)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Thierry_Calame_1.html)

2011年AIPPIフォーラム&執行委員会

・2011年AIPPIフォーラム&執行委員会

10月13日～18日、インド南部アーンドラ・プラデーシュ州の歴史豊かな街、ハイデラバードにおいて2011年AIPPIフォーラム&執行委員会が開催され、67か国から730名に出席いただきました。ワークショップでは、特許法における新たな医学的用途の保護や治療に対する例外、治療用抗体特許の確実な保護、マドリッド協定議定書、ソフトウェアの保護戦略、国境措置と通過中の物品、特許適格性の基準—進歩性および非自明性などのテーマを扱いました。またWorking Committeeの会合では、著作権保護の例外、特許適格性基準としての進歩性、商標の真正な使用の要件、知的財産権侵害に対する差止命令の利用可能性などのテーマで、決議についての掘り下げた議論が行われました。

(Binny Kalra and Ajay Rao, Anand and Anand, New Delhi, India)

(英語版詳細：http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Binny_Kalra.html)

・ハイデラバードで採択された決議

ハイデラバードで先月開催された 2011 年フォーラム&執行委員会の作業プログラムは、4 つの議題で構成されていました。1 つめの議題 216B「ハイテク・デジタル部門における著作権保護の例外及び著作権のある著作物の許容される使用」は、すでに 2010 年パリ総会で採択した決議でも対象となったテーマです。2 つめの議題 217「進歩性／非自明性の特許性基準」は、2010 年パリ総会において検討した議題 213「進歩性要件との関連における当業者の役割」をフォローアップしたものです。その他の 2 つは、商標の真正な使用の要件と、知的財産権侵害事件における差止命令に関するもので、近年、AIPPI が検討したことのなかったテーマです。これら 4 つの議題のそれぞれについて、ハイデラバード執行委員会は、さらなるハーモナイゼーションの重要な指針となる決議を採択することができました。決議の全文は [AIPPI ウェブサイト](http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Thierry_Calame_2.html) でご覧になることができます。今後は、この決議が活用されるよう、Bureau および部会を通じて各国の関係当局や機関へ配布します。

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Thierry_Calame_2.html)

・AIPPI フォーラムのワークショップ：プレゼンテーションをウェブサイトに掲載

ハイデラバードでの 2 日間にわたるフォーラムでは、ソフトウェア保護、ソーシャルネットワーク、国境措置と通過中の物品、多国間投資における発明者適格、地理的表示、先住権をはじめ、知的財産法の分野において注目されている多様なテーマを扱う 12 のワークショップが開催されました。2010 年のパリ総会において Pharma Day が成功を収めたことを受け、今回も 12 のワークショップのうちの 4 つは、医薬分野専門のワークショップとして、新たな医学的用途および治療用抗体の保護、パテントリンケージ、バイオ医薬品の特許適格性を裏付けるための実験データという、製薬業界において関心の高いテーマを扱いました。ワークショップの内容と、講演者およびすべてのプレゼンテーションは、[こちら](#) からご覧になることができます。

(AIPPI General Secretariat)

・Special Committee のレポートおよびプレゼンテーションをウェブサイトに掲載

ハイデラバードでのフォーラム&執行委員会の前に Reporter General へ提出された Special Committee レポートは、執行委員会セッション I において出席者に提供されました。また、Special Committees の議題 114 (バイオテクノロジー)、議題 198 (気候変動)、議題 212 (商標)、議題 222 (規格と特許)、議題 227 (意匠) については、セッション I でプレゼンテーションが行われました。Special Committee のすべてのレポートとプレゼンテーションは、[こちら](#) からご覧になることができます。

(AIPPI General Secretariat)

・ **2011 年 AIPPI フォーラム&執行委員会の写真**

AIPPI フォーラム&執行委員会の写真を[ウェブサイト](#)に掲載したので、ご覧ください。

(AIPPI General Secretariat)

・ **評価アンケート**

2011 年 AIPPI フォーラム&執行委員会についての[フィードバック](#)をお寄せください。

(AIPPI General Secretariat)

AIPPI Committees

・ **秘匿特権に関して議題 199 が WIPO に提出した文書をウェブサイトに掲載**

2011 年 11 月 1 日、Special Committee 議題 199（秘匿特権タスクフォース）は、依頼者に対する知財分野の専門的助言の強制的な開示からの保護（弁護士・依頼者間の秘匿特権）の問題を解決するため、WIPO による是正措置の検討および報告を要求することについて、特許法常設委員会（SCP）に対して同意を促す文書を再度提出しました。議題 199 が WIPO へ提出した今回の文書は、2011 年 2 月 28 日ならびに 5 月 4 日に提出した文書と同様、AIPPI 部会を擁する国々においても、ジュネーブでの SCP17 会合（12 月 4 日～9 日）に先立って、各部会の代表から政府へ送付します。これまで 3 度にわたり議題 199 が WIPO へ提出したすべての文書が[こちら](#)からご覧になれます。

(AIPPI General Secretariat)

今後の行事

・ **2012 年 AIPPI 中国／アジア知財セミナー—2012 年 4 月 11 日・12 日、北京**

AIPPI 中国部会は Bureau と共同で、2012 年 4 月 11 日と 12 日の両日、北京において 2012 年 AIPPI 中国／アジア知財セミナーを開催します。

セミナーでは、特許と商標の事件を扱う 2 件の模擬裁判を、国内および外国の知財を担当する裁判官が出席して開催します。その他にも、世界各国の知財専門家が、注目されている知財のテーマについてのプレゼンテーションを行います。

(AIPPI General Secretariat)

(英語版詳細 :

[http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/images/2012%20AIPPI%20China Asia%20IP%20Seminar.pdf](http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/images/2012%20AIPPI%20China%20Asia%20IP%20Seminar.pdf))

・第 43 回 AIPPI 国際総会—2012 年 10 月 20 日～24 日、ソウル

次回の AIPPI 国際総会まで、1 年を切りました。2012 年に行われる最も重要な知財分野のイベントのひとつです。ぜひご参加ください。

(*AIPPI General Secretariat*)

(英語版詳細 :

[http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/images/Flyer Korea.pdf](http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/images/Flyer_Korea.pdf))

各国部会

・ AIPPI スポットライト : 今回は米国部会を特集します

米国部会には、熱心で積極的な約 300 名の会員がいます。ほとんどの会員は知財分野で活動する弁護士で、その多くが弁理士として登録しています。これらの会員の中には、知的財産の訴訟を中心に扱う人もいれば、特許や商標、著作権などに関する審査や手続きの実務を専門にする人もいます。ほとんどの会員が独立開業の弁護士ですが、法人会員もおり、AIPPI が実施する調査の多くでは、利用者の直接的な意見を生かすことができるという認識から、法人会員の数を増加させることも重視しています。米国部会のすべての会員は知的財産に関心があり、このことが会員になるために必要な第一の条件です。

(*Richard Beem, Beem Patent Law Firm, Chicago, USA / Joshua Goldberg, The Nath Law Group, Alexandria, USA*)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Richard_Beem.html)

・ 配合剤に対する補足保護証明書 (SPC) をめぐる混迷—英国部会においても議論

配合剤に対する SPC (補足的保護証明書) の有効性に関し、最近の一連の裁判において、いくつかの重要な問題が欧州司法裁判所へ付託されています。最初の Medeva 事件 (C-322/10) (後に Georgetown 事件 (C-422/10) も加わった) では、法務官が述べた見解が大きな論争を巻き起こしました。AIPPI 英国部会は 9 月 13 日の夜にロンドンで会合を開催し、法務官が示した指針を念頭に置いて、SPC の枠組みの中での配合剤の取り扱いについて話し合いました。

(Duncan Ribbons, Redd Solicitors LLP, London, United Kingdom)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Duncan_Ribbons.html)

政府機関 & NGO

・ FICPI 韓国シンポジウム－2011年12月1日、2日、ソウル

FICPI のシンポジウムは北京、横浜、デリーでも成功を収めてきましたが、今後も世界各地で専門家の皆様と会合する機会を引き続き提供します。今回のイベントは、FICPI 韓国部会と共同で開催します。

プログラムのハイライト

・ 現在、知財分野で関心のある課題について、韓国産業界の有識者によるパネルディスカッションを行います。

・ FICPI がデザインした「スマートフォン」を例に取り、世界各国の知財スペシャリストが、以下の点について考察します。

- －ハードウェアからソフトウェアへ重点が移ったことで生じた課題
- －ユーザーインターフェースやユーザー機能を保護する方法
- －特許審査ハイウェイの将来
- －仮想世界（仮想設計を含む）の保護
- －訴訟に代わる手段としての調停を含む、特許権行使の最近の傾向
- －偽造者に対する商標権の行使

FICPI 韓国シンポジウムの高度な研修内容は、JPAA（日本弁理士会）において CLE 単位が認められます。また、参加者どうしの交流にも十分な時間を取っています。事前情報については、[こちら](#)のパンフレットをご覧ください。登録受付は間もなく開始します。

(FICPI)

・ FICPI 総会－2012年4月15日～21日、メルボルン

FICPI 総会 (World Congress) は、一流の専門家や裁判官、知財当局とのディスカッションに参加（またはオブザーバーとして参加）することにより、世界規模で知的財

産法の今後の方向性に影響を及ぼすことができる絶好の機会です。世界各国の著名な講演者が出演する優れた技術プログラムとともに、メルボルンの魅力を最大限に生かした交流プログラムやツアーも計画しています。

今回の総会の特徴は、複数セッションの同時進行を初めて取り入れ、参加したいセッションを選べるようにしたことです。FICPIではJPAAに対し、2012年メルボルン総会によるCLE単位の認定を申請する予定です。

参加の登録をするには、[こちら](#)をクリックしてください。詳細はwww.ficpi2012.orgでご覧になることができます。

(FICPI)

記事・解説

・ Oliver Brüstle v. Greenpeace e.V.事件 (C-34/10) における欧州司法裁判所の判決

判決は、「工業または商業目的でのヒト胚の使用」に対して特許性を除外するというものでした。

この画期的な判決において欧州司法裁判所は、ヒト胚から抽出した幹細胞を含む発明について、その方法の中でヒト胚を破壊する必要がある場合、あるいはヒト胚を原料物質として使用する場合に、そうした発明に関わる特許を禁止するとしています。さらに、この特許性の除外は、科学研究を目的としたヒト胚の使用も対象になると判示しています。

(*Karolina Schöler, Harte-Bavendamm, Hamburg, Germany*)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Karolina_Scholer.html)

・ 議題 162 「共同体特許規則」の現状、単一の特許保護制度

2011年6月23日、欧州連合理事会は、単一の特許保護制度の創設における協力強化を実施するための理事会規則案を提示しました。

(*Peter-Ulrik Plesner, Plesner law firm, Copenhagen, Denmark*)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Peter-Ulrik_Plesner.html)

・ BUDDHA-BAR の標章はスイスの道徳規範に反するとする判決

IPHONE 事件 (B-6430/2008)、MADONNA 事件 (4A_302/2010) の判決に続き、商標の絶対的拒絶理由に関するスイス裁判所の抑制的な手法に光を当てる判決が再び

下されました。

2010年12月9日、スイス連邦行政裁判所は、BUDDHA-BARのスイスにおける第9類と第41類での商標登録を拒絶する判決を支持し、その理由として、スイス仏教界の信仰者の心情を害する恐れがあるためと述べています (B-438/2010)。

(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Thomas_Widmer.html)

・新たな米国特許法

20年に及ぶ議論の末、米国は長く続いた先発明主義を廃止して、先願主義へ移行しようとしています。2011年9月16日、米国発明法 (AIA) と呼ばれる新たな法律が制定されました。一部の規定は即座に施行されましたが、大部分は一年から一年半後に施行されます。注目すべき改正点としては、訴訟時に不衡平行為の主張の件数を低減させることを目的として導入された、付与後異議申立制度、改正当事者系再審査制度、補足審査度などがあります。

(Joshua Goldberg, United States Group Reporter)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Joshua_Goldberg.html)

・Pirate Bay 事件と、AIPPI 会員であることが裁判官の適格性に及ぼす影響

望みのない訴訟を長引かせるためだけの戦術か、あるいは、もっと深刻な検討すべき課題があるのか——裁判官の公平性を疑問視する声が高まっています。グローバルスタンダードのようなものを定めるべきでしょうか。スウェーデンで最近行われた Pirate Bay 事件の裁判では、裁判官が著作権関連団体の関係者であることが取り上げられ、それによって不適格とは判断されなかったものの、興味深い問題が提起されました。

(Jonas Westerberg / Hanna Tilus, Advokatfirman Lindahl KB, Stockholm, Sweden)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition21/Jonas_Westerberg.html)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members：

Alan J. Kasper

Klaus Haft

Jehyun Kim

Kristian Fredrikson

Raffaella Arista

Martin Michaus

Carolyn Harris

Gaston Richelet

Emmanuel Larere

Johnny Fiandeiro

Bill Mayo

Petri Rinkinen

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。